



福岡医発第2027号(地)
平成23年 1月13日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

後発医薬品普及促進支援事業の実施について

現在、国においては患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することを目的として後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に向けた取組みが行われており、各医療保険者においても、その普及促進に向けた取組みが求められております。

このことについて、福岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会とする。）においても、県内自治体（医療保険者）より後発医薬品普及促進通知書（別紙3）を作成するためのシステム開発及びシステム運用並びにコールセンターの設置について委託の要望がなされており、本年度、後発医薬品普及促進システムの構築が進められております。

今般、国保連合会より、後発医薬品普及促進通知書を作成することにより、被保険者の自己負担額の軽減、国民健康保険財政の健全化及び保険者における事務処理の軽減を図るため「後発医薬品普及促進支援事業」のモデル事業を本年度に実施し、平成23年度より下記の内容にて実施する旨、別添のとおり連絡が参りました。（別紙1）

本件について、本会では、平成22年12月9日開催の全会第27回全理事会での協議を経て当該通知書の内容等について国保連合会と協議を重ねて参り、今般、本事業実施の協力について本意ではありませんが承諾いたしました。

しかし、後発医薬品の使用促進については、現在、医療費適正化の観点から国をあげて強力で進められており、各医療保険者が様々な方策で事業を展開している状況であります。本会といたしましては、医師の処方権、裁量権が犯されないよう、単なる医療費抑制策とならないよう、また、事故発生時の責

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

任の所在の明確化を要望するなど、医師会としての意見をしっかりと主張し対応していく所存でございます。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、管内にモデル事業並びに本事業実施市町村がある医師会におかれましては、事業の実施について、相談があるかと思われませんが、ご協議の上、協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきまして、会員より苦情等が参りましたら本会までご連絡下さいますよう併せてお願い申し上げます。
- 2) 別紙3の通知書は、標準的な雛形であり、市町村により文言等変更されることも考えられますので、ご留意願います。
- 3) 被保険者に通知される薬剤費削減効果を「金額(円)」ではなく、「割合(%)」で表現するよう本会より申入れをし、「割合(%)」での表現となっております。

記

1. 事業の目的

レセプト情報と後発医薬品情報を紐付けし、先発医薬品から後発医薬品へ切り替えた場合に薬剤費の軽減となるレセプト情報を抽出し、被保険者へ後発医薬品の普及促進を図る事により国民健康保険財政の健全化に資する。

2. 事業の概要

- (1) 後発医薬品普及促進通知書(別紙3)の作成
- (2) コールセンターの設置

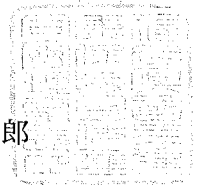
3. 実施時期

- (1) モデル事業・・・平成23年2月、3月
対象保険者 福岡市、行橋市(別紙2)
- (2) 本番実施・・・平成23年4月より
実施予定保険者 26市町村(別紙2)

福国保連第2160号
平成22年12月15日

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良 殿

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 山本 康太郎



後発医薬品普及促進支援事業の実施について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、国におきましては患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから後発医薬品の普及促進に向けた取り組みが行われているところであり、国民健康保険を始めとする各医療保険の保険者においても、その普及促進に向けた取り組みが求められているところでございます。

県内自治体につきまして、後発医薬品普及促進通知書を作成するためのシステム開発及びシステム運用並びにコールセンターの設置を本会に委託したいとの要望も多く、本年度、後発医薬品普及促進システムの構築に取り組みました。

本会において、被保険者へ後発医薬品の普及促進を周知する後発医薬品普及促進通知書を作成することにより、被保険者の自己負担額の軽減、国民健康保険財政の健全化及び保険者における事務処理の軽減を図るため「後発医薬品普及促進支援事業」を本年度にモデル事業を実施し、平成23年度から下記のとおり実施する運びとなりましたのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業の目的

レセプト情報と後発医薬品情報を紐付けし、先発医薬品から後発医薬品へ切り替えた場合に薬剤費の軽減となるレセプト情報を抽出し、被保険者へ後発医薬品の普及促進を図る事により国民健康保険財政の健全化に資する。

2. 事業の概要

- (1) 後発医薬品普及促進通知書（別紙）の作成
- (2) コールセンターの設置

3. 実施時期

- (1) モデル事業…平成23年2月、3月
対象保険者 福岡市 行橋市
- (2) 本 番 実 施…平成23年4月より
実施予定保険者 26市町村



平成23年度委託予定保険者一覧表 別 紙 2

予定保険者

番号	保険者名
003	大牟田市
005	直方市
006	飯塚市
007	田川市
012	筑後市
014	行橋市
015	豊前市
022	太宰府市
023	福津市
024	うきは市
026	朝倉市
057	須恵町
059	古賀市
069	岡垣町
070	遠賀町
071	小竹町
072	鞍手町
075	桂川町
096	大刀洗町
098	大木町
103	広川町
129	筑前町
130	東峰村
131	上毛町
132	築上町
501	福岡市
計	26

未定保険者

番号	保険者名
017	小郡市
018	筑紫野市
021	宗像市
027	嘉麻市
028	みやま市
029	糸島市
058	新宮町
112	添田町
115	川崎町
125	吉富町
133	福智町
後期	広域連合
計	12

☆ 22年度モデル保険者(23年2月・3月)

014	行橋市
501	福岡市

〒123-4567

000001

〇〇市△△町1番2号

ジェネリック太郎 様

⑭



〇〇市役所健康課

〒111-1111

〇〇市〇〇1丁目2番3号

【 この通知書に関するお問い合わせ先 】

フリーダイヤル 0120-123-456

10:00～17:00 土・日・祝日を除く

～ あなたのお問い合わせ番号 ～

《 400000-1010-00001-01 》

⑮

このお知らせは、ジェネリック花子様へのご案内です。

⑮

お知らせ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及促進通知サービスを始めました。

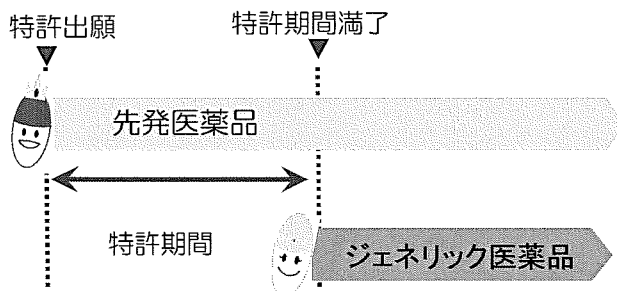
このサービスは、みなさんの自己負担額の軽減と国保財政の健全化を図るため、薬局からもらっているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるかをお知らせするものです。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、ジェネリック医薬品を希望される場合は、担当の医師や薬剤師へご相談いただきますようお願いいたします。

フリー入力欄(11ポイント)

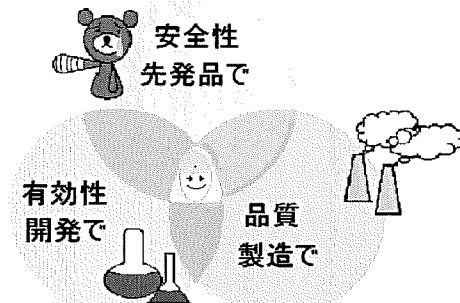
「ジェネリック医薬品」ってなあに？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先が開発された薬（先発医薬品）の特許期間終了後に、他のメーカーが同じ有効成分・同じ効き目として申請し、国が承認した医薬品で



効果や品質は大丈夫？

⑮



ジェネリック医薬品の安全性は、同じ有効成分を持つ先発医薬品が医療現場で長年使用されており、確認されています。

その他、ジェネリック医薬品ができるまでには、厳しい基準をいくつもクリアする必要があり、医薬品の安全性・有効性・品質は確保され

※下記の理由などによりジェネリック医薬品に変更してもらえない場合があります。

- ・先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものがあります。
- ・病気や体質によっては、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できないことがあります。
- ・医療機関や薬局により、取り扱っているジェネリック医薬品が異なります。

ジェネリック医薬品への変更を希望される方は、

この通知書の送付の停止を希望される場合は、〇〇市役所健康課

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の

平成22年10月に処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、**お薬代の自己負担額**の軽減可能な割合は、

およそ 35%

が見込まれます。

※ 試算はお薬代のみを対象としています。実際にお支払いになる金額には、薬の調剤等に要する費用が含まれています。ジェネリック医薬品に変わっても、医薬

明細

この明細は、平成22年10月のお薬の処方の実績に基づき、処方された医薬品(先発医薬品)をジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる自己負担額を試算し、ご紹介しています。

平成22年10月に処方されたお薬					ジェネリック医薬品の切り替えで軽減可能な自己負担の割合(※3)
先発医薬品名(※2)	薬の単価	数量	単位	お薬代(※1) 3割負担の場合	
薬局 ◎◎錠5.5mg	141.7	30.0	錠	1,270	およそ 35%
◎◎錠5.5mg	83.7	30.0	錠	750	
◎◎錠0.2mg	47.5	30.0	錠	1,280	
薬局 ◎◎錠5.5mg	83.7	30.0	カプセル	1,550	
合 計				4,850	

※1 試算はお薬代のみを対象としています。実際に薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外に技術料、指導料などが含まれています。なお、国や市町村から医療費助成を受けている場合には、実際の支払

※2 本明細書には、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品（医師の指示により変更できないお薬も含む。）を載せています。なお、軽減できる割合の大きいお薬から記載しており、多くのお薬を処方されている場合は、本明細書に記載しきれない場合があります。

※3 ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在するため、実際の軽減額にも幅がありますのであくまでも目安としてご覧ください。

注1 先発医薬品とジェネリック医薬品とは主成分が同一ですが、使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。

注2 同じ医薬品（先発医薬品やジェネリック医薬品）であっても、個人によって効き方や副作用などは異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は医師または薬局の薬剤師にご相談ください。